

〈研究ノート〉

戦後の岩手県における山村地域の 電化過程についての覚え書き

西野 寿章

The note of electrification process in the mountain villages of Iwate prefecture after World War II

Toshiaki NISHINO

I はじめに

日本の電気事業の最初は、1887（明治20）年に開業した東京電灯であった。第二次世界大戦前の電気事業は市場原理によって発展し、開業した電気事業者が最も多かった1933（昭和8）年では、株式会社、合資・合名会社等の民営673事業者、県営、市営、町村営、町村組合営の公営120事業者等、818事業者が電気供給を行っていた。しかし、これらの電気事業者によって全ての地域に電気が供給されたわけではなく、電気の届かない山間集落では電気利用組合を設立して電気の地産地消を行っていたものの、農山村や離島部では未灯状態が第二次世界大戦後まで続いていた。一般世帯における電灯普及率は、1935（昭和10）年では90.4%となっており¹⁾、戦後、農林省が1948（昭和23）年に社団法人農業電化協会に委託した未点灯集落に関する調査によれば、10戸以上の未点灯世帯があった集落数は福井県を除いた全国に6,112集落あり、20万9,660世帯が未点灯であった²⁾。1938（昭和13）年の国家総動員法の公布、1941年の配電統制令によって国策会社である9配電会社と日本発送電による電力統制が行われ、戦後1951年に9配電会社の地域的枠組みをほぼ踏襲して、発送電一貫による地域独占体制の現行の9電力体制が誕生したが、9電力は、どのようにして未点灯集落の電化を図ったのか、電灯普及率がいつ100%に達したのかについては、不明の部分が多い³⁾。

筆者は、戦前の電気事業発達史において、民営電気の供給区域に組み込まれず、あるいは組み込まれても投資効率の高い比較的家屋密度のある集落のみに配電し、自治体全域に供給されないことから、主に山村の自治体が経営した町村営電気事業や集落のレベルで産業組合法に基づいて電気利用組合を設立して電気の地産地消を行っていた電気利用組合に注目し、その内発的な側面

に注目して、その成立条件を分析してきた⁴⁾。町村営電気事業は、1941年の配電統制令によって全てが配電会社に出資する形で消滅したが、小規模な集落レベルの電気利用組合の中には統制の対象にならず、戦後も高度経済成長期まで存続していたケースがみられた⁵⁾。また、広島県や島根県、鳥取県では、農業協同組合の小水力発電による地域電化が進められた⁶⁾。すなわち、1951年に現行の9電力が設立されても、一定の時期までは、戦前と同様に電力会社にとって投資効率の悪い農山漁村地域は、自ら地域電化を行わなければならなかったのである。ただし、戦前と大きく異なるのは、政府が農山漁村地域の電化を政策的に推進した点にあった。

本稿は、1953（昭和28）年において、北海道に次いで未点灯農家数が多かった岩手県における電化過程を整理しつつ、地域と住民の対応について考察する。9電力においては、10年単位で社史を編纂しているが、管見によれば、戦後の農山漁村地域の電化を詳述している社史は、東北電力が1962年に編纂した『東北地方電気事業史』をベースとしつつも、新たな史実を盛り込んだ『東北の電気物語』⁷⁾ だけである。戦後の未電化地域の電化過程に関心が向けられなかったのは、戦後の国土総合開発の中における9電力と国策会社である電源開発（現J-Power）によるダム建設を伴う大規模水力発電所の建設と火力発電所を中心とした火主水従の電源構成への変化、そして1970年における関西電力・美浜原子力発電所の運転開始を嚆矢とした原子力発電へ軸足を移しての巨大地域独占資本の形成過程こそが、戦後の中心的な電気事業の歴史であると考えられてきたからである。電力会社の経営史研究がその点に重点をおいたのは、十分な理解ができるものの、戦前、戦後を通して、電気供給の対象から除外されてきた僻地性の高い農山漁村地域において、どのようにして地域電化を果たしてきたのかを知ることは、巨大地域独占資本形成の基底を知ることと等しいと考える。それは、後述するように、戦後、発送電一貫による9電力体制が国策として発足しても、住民の出資を伴いながら地域電化が進められたからである。こうした事実は、余り知られていない。

岩手県は、北海道に次いで未点灯農家数が多かったことに加え、へき地未点灯解消に向けて積極的な活動をしていた岩手県選出の衆議院議員・野原勝正氏（1906～1983）を中心としてまとめられた『へき地未点灯解消のあゆみ』⁸⁾ に収録された全国的な動きをそのまま流用して、岩手県の農山漁村の電化過程をまとめた『岩手県農山漁村電気導入のあゆみ』⁹⁾ は、管見によれば県単位の電化過程をまとめたものとしては唯一の貴重な文献となっている。本稿では、これらの文献を手がかりとしながら、どのように経過を経て、農山漁村地域の電化が進められたのかについて整理し、地域と住民の対応について考察したい。

Ⅱ 第二次世界大戦前後における岩手県における電気供給状況

（1）1938（昭和13）年における岩手県の電気事業

岩手県では、1952年末に制定された農山漁村電気導入促進法の実施に備えて、1953年6月に

独自の未点灯集落調査を行った。それによると、農山漁家173,427戸の内、15,554戸が未点灯となっており、未点灯率は8.9%となっていた¹⁰⁾。こうした岩手県の未電化状況の素地は、戦前の岩手県における電気事業の発達と深く関わっていた。図1は、国家総動員法が制定された1938年末における岩手県における電気供給状況を電灯会社、公営電気別に示したものである。それによれば、岩手県内において最も勢力を有していたのは、1905（明治38）年に盛岡市を供給区域として開業した盛岡電気を基礎とし、カーバイド製造、銑鉄、合金鉄の精錬事業を兼業していた奥羽電灯であった¹¹⁾。前身である盛岡電気は、1921（大正10）年から22年にかけて花巻電気、釜石電灯、遠野水力電気などを合併して、盛岡電気工業と改称後、岩手水力電気や宮古電気などを合併しながら供給区域を拡大し、供給区域は盛岡市を中心とした北上川上流北部地域¹²⁾、北上川上流南部地域の北部と南東部、そして三陸中部地域の太平洋沿岸と一部の内陸部へと広がり、供給地域は秋田県北部にも及んでいた。三陸中部地域には、岩泉村を中心として北上高地の内部へと供給地域を拡大していた岩泉電気が電気の供給を行っていた。また北上川上流南部地域

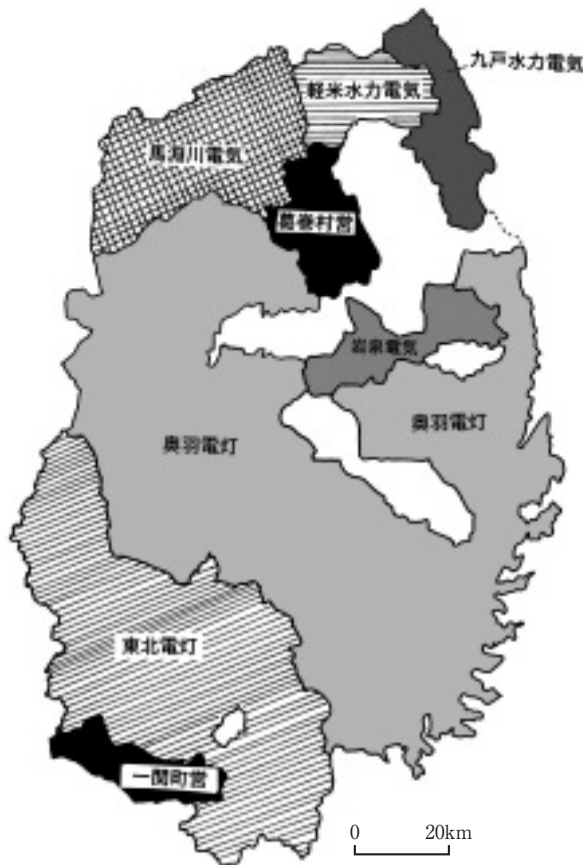


図1 1938年末の岩手県における電気供給区域
 (通信省(1939)『第30回電気事業要覧』より作成)

の平坦部を含んだ多くの地域に電気を供給していたのは、東北電灯であった。東北電灯は宮城県北部を発祥地として開業し、北上川上流南部地域へと供給区域を拡大し、宮城県内の供給区域は宮城県営電気¹³⁾に譲渡して、1938年時点では岩手県内だけに供給区域を有し、本社を岩手県水沢町に移転していた¹⁴⁾。そして、県北部の北奥羽地域の西部には福岡町、三戸町を供給地域の中心として1914（大正3）年に開業した馬淵川電気、軽米村を供給地域の中心として1918年に開業した軽米水力電気、そして太平洋岸には久慈町を供給地域の中心として1920年に開業した九戸水力電気が電気を供給していた。そして、県南部の一関町と周辺部を供給区域とした一関町営電気と北部の葛巻村と周辺を供給区域とした葛巻村営電気の公営電気が電気を供給していた。

1938年時点において、いずれの電灯会社、公営電気の供給区域に入っていなかったのは11村であった。県北の北奥羽地域では山形村、山根村、三陸中部地域では普代村、安家村、小川村、有芸村、門馬村、小国村、金沢村、県南部では田河津であった。また盛岡市に接する玉山村、藪川村も非供給区域となっていた。沿岸山村である普代村も含め、これらはいずれも北上高地に位置する山村であった。その際、他の供給区域となっている地域においても、供給区域全域において電気が供給されているとは限らなかった。とりわけ山間部含んだ地域を供給区域としていた電灯会社では、経営効率の良い地域や集落を中心として電気供給を行っていたものと考えられ、供給区域全域に配電されていたわけではなかった。そこで、供給区域が岩手県内で完結している電灯会社について、1938年の供給戸数と1935年の国勢調査による世帯数によっておおよその電灯普及率を算出すると、民営では東北電灯67.4%、九戸水力電気56.1%、岩泉電気44.7%、軽米水力電気46.3%であった。また公営電気では、一関町営電気76.9%、葛巻村営電気52.7%であった。葛巻村営電気は、隣接した地域にも供給地域を拡張したものの、1937年の支那事変勃発に伴う資材高騰によって供給地域の拡張を終えている¹⁵⁾。北上川に沿った平坦部を供給区域に含んでいた東北電灯や一関町営は6割を超えているものの、日本の電灯普及率は1935年において90.4%であったことから、岩手県における電灯普及率は全般的に低い傾向にあったといってもよい。それは県土のおよそ8割が森林で覆われている岩手県の県土構成によるところが大きく、山村地域、山間集落への電気供給はあまり進んでいなかった様子がかがわれる。筆者の調査結果では、岩手県には12の電気利用組合が主に山村地域に設立されており¹⁶⁾、電気の来ない山間集落では住民出資によって電気を確保した動きもみられたが、山村地域を中心に電灯がないまま終戦を迎えた集落が多かった。

（2）1953（昭和28）年における未点灯状況

図2は、岩手県の1953年における未点灯地区調査結果に基づいて、未点灯率が県平均の9%を上回っている地域の分布を旧村単位で示したものである。また、表1には、同時点における未点灯率の上位地域を示した。図2によると、未点灯率が岩手県平均の9%を上回っている地域は、県北部の北奥羽地域と三陸中部地域の内陸部、そして宮城県境付近に分布していることがわかる。

供給区域が秋田県にも及んでいたことから普及率を算出することはできなかったが、奥羽電灯の供給地域の多くでは県平均普及率を上回っていることが読み取れる。県北部には、馬淵川電気や軽米水力電気、九戸水力電気が展開していたものの、いずれも小規模な電灯会社であったことから供給地域の隅々にまで配電できなかった。1941年の配電統制令によって、全ての電灯会社と公営電気は、9ブロックに設立された配電会社に出資して消滅した。統制下におかれた配電会社は、軍需優先の需給調整を余儀なくされ、山間部への送電網の拡張は抑制されたものと考えられ、戦前におけるそれぞれの電灯会社の活動状況と統制下に置かれた配電会社の対応は、おおよそ1953年における地域の未点灯率に反映されたものと考えられる。

表1は、1953年における未点灯率上位16町村の一覧である。北奥羽地域の東部に位置した山根村（現久慈市）の未点灯率100%を最高に、有芸村（現岩泉町）87.3%、山形村（現久慈市）84.6%と山村地域に未点灯率の高い地域が並んでいた。次いで未点灯率が高かったのは大川村（現岩泉町）の48.0%、大野村（現洋野町）の45.7%などとなっていた。1948（昭和23）年に

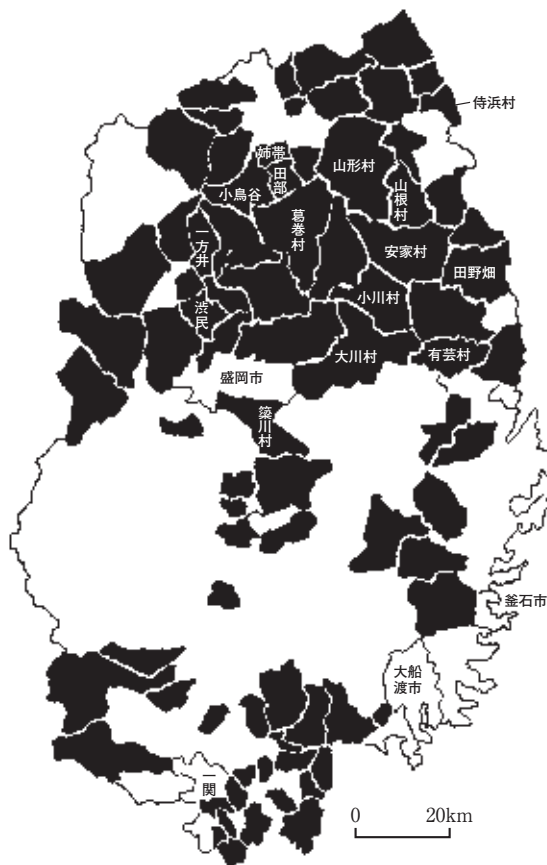


図2 1953年の岩手県における未点灯率9%以上の地域分布
 (岩手県(1968)『岩手県農山漁村電気導入のあゆみ』より作成)

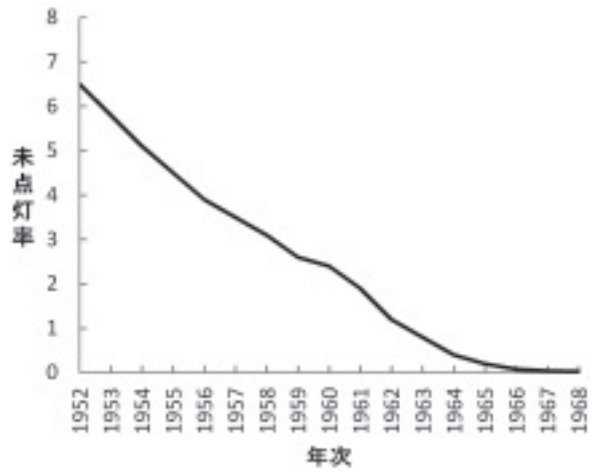
表1 1953年6月1日調査岩手県未点灯率上位町村

旧市町村名	現自治体名	総農山漁 家戸数	未点 灯率
山根村	久慈市	380	100.0
有芸村	岩泉町	349	87.3
山形村	久慈市	1,081	84.6
大川村	岩泉町	319	48.0
大野村	洋野町	938	45.7
安家村	岩泉町	349	39.3
小島谷村	一戸町	1,347	39.2
侍浜村	久慈市	539	36.7
渋民村	盛岡市	693	34.6
姉帯村	一戸町	292	34.6
小川村	岩泉町	816	34.2
葛巻町	葛巻町	1,016	29.3
築川村	盛岡市	380	27.6
田部村	葛巻町	312	27.2
田野畑村	田野畑村	975	27.0
一方井村	岩手町	619	26.9

(岩手県(1968)『岩手県農山漁村電気導入のあゆみ』より産出・作成)

[注] 安家村の未点灯率は、1953年の農家数が未記入となっていることから、1954年に農林省が調査した際の未点灯農家数より算出している。

図3 岩手県における未点灯率の推移



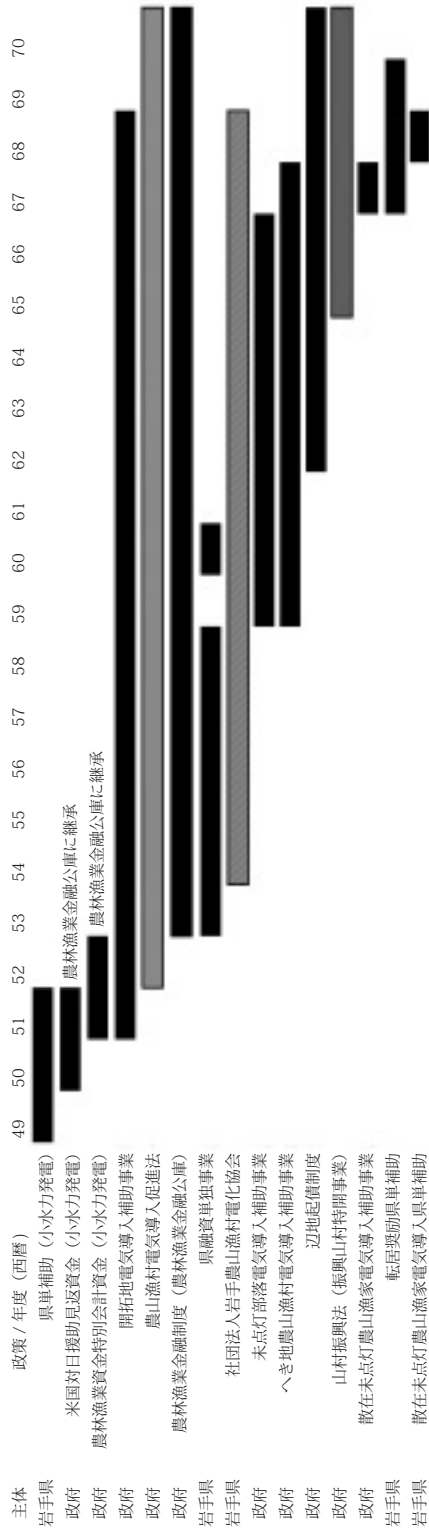
(東北電力(1988)『東北の電気物語』、p.281より作成)

における農家の電灯普及率は95%に達していたことから¹⁷⁾、岩手県の電灯普及率は著しく低かったことが理解できる。岩手県の未点灯率は、1954年には6.5%、1960年には2.4%、そして1965(昭和40)年には0.2%、1968年には0.03%となり¹⁸⁾、この時期にほぼ未点灯地域が解消されたとみられる(図3)。どのようなプロセスを経て、未点灯地域が解消されたのか、次にみている。

Ⅲ 岩手県における未点灯農山漁村の電化過程

(1) 食料増産と小水力発電の導入

戦後の農山漁村地域の電化は、実に多くの政策によって推進された。資料によっては政策の名称が異なるものもあり複雑である。図4には『岩手県農山漁村電気導入のあゆみ』の記述に沿って、岩手県と政府が進めた未点灯解消のための政策の推移をまとめた。1953年において、北海道に次いで未点灯農家数が多かった岩手県にとって、農山村、漁村の電化は、重要な地域政策的



※上記以外に、政府の補助事業として、北海道と九州を対象とした共同受電切換事業、北海道を対象とした共同自家用電気施設の改修事業、福島振興法に関連した電気導入事業補助があった。

図4 農山漁村電気導入政策の推移
(岩手県 (1968) 『岩手県農山漁村電気導入のあゆみ』を参考にして作成)

課題であった。未点灯解消の決定打となったのは、1952（昭和27）年12月に議員提案によって制定された農山漁村電気導入促進法であったが、岩手県独自の地域政策も展開されていた。

戦後復興期は、最大出力100kw～200kwの小水力発電が農山村に導入された。戦後復興期の政策の一つは食料増産であったが、電灯用の送配電設備では農業生産の動力化に必要な電気を供給するには能力不足であったこと、電力部門の資金・資材は、電源開発、既設発電所の復旧、都市及び工場地帯への供給確保のために重点的に向けられていたことから、緊急課題である食料増産にはとうてい間に合わなかったことが背景となって、戦前、電気利用組合などの自家用電気設備である小水力発電が導入された¹⁹⁾。

小水力発電は、山間集落における電気の地産地消のために組織された電気利用組合が導入していたが、政策的に導入する動きは、戦前の1938（昭和13）年にも発生していた。石油不足と電力の工業動力への供給の重点化によって農事作業では電力を思うように利用できなくなっていたことから農林省農務局長は「我が国ノ農村ニハ小水力ノ簡易ニ利用シ得ルモノ多ク適当ナル水力原動機ヲ採用スルニ於テハ経常費極メテ小額ニテ足り、最モ経済的ニシテ且信頼性ニ富ム農業動力ヲ発生シ農業経営上大ナル効果ヲ得ルヲ以テ小水力利用ノ完璧ヲ図ルハ現下ノ時局ニ鑑ミ洵ニ喫緊ノコトト認メ 今般（中略）助成金ヲ交付スルコトト相成候條（以下略）」と各地方長官宛に通牒を發したところ、1938年度に400ヶ所、1939年度に550ヶ所の助成希望者があり、約270ヶ所を選定して助成金を交付し、脱穀機や糶摺機、精米機、精麦機、製粉機、製麵機などの動力源として利用された²⁰⁾。こうした小水力利用は、軍需産業の育成が優先されたことによって生まれたものではあったが、戦後も局部的に利用された。

岩手県では、1949（昭和24）年度から1951年度にかけて、農業協同組合が行う小水力発電施設事業に対して県単補助を行った。これは、当時の岩手県農林部農協課長の発想によるものであったとされ、1949年度の予算要求説明書には「農業協同組合の行う施設については、特に生産面における協同利用事業を重視し、その一貫として非電化地帯における溪流利用の小水力発電施設を奨励せんとするもの」と説明している。この県単補助によって5つの農業協同組合が小水力発電を導入している。岩手県において未点灯率が3番目に高かった山形村では、この制度を利用して1952年に農業協同組合が経営する水力発電所（25kw）によって中心集落142戸が点灯したが、需要の増加によって電圧が低下し、維持できなくなった例もあったという²¹⁾。小水力発電に対する政府融資は1950年から開始され、岩手県では政府融資によって2つの開拓農業協同組合が小水力発電を導入しているが、岩手県の県単補助は、政府の小水力発電所建設促進施策より1年早く、また補助の対象を農業協同組合とした点で、先取りしており、その先見性が注目される²²⁾。

政府では、1950（昭和25）年度から米国対日援助見返資金を充当して、農山漁村を対象に小水力発電所の建設を促進した。融資の相手方は、農業協同組合および同連合会とされ、100kw以下の水力発電施設の建設資金の80%を限度として、年利率7.5%、1年以内据置、15年以内償

還という条件であった²³⁾。また政府では、1951年度から「農林漁業生産力の維持増進を図るため、農林漁業者に対し、長期且つ低利の資金を融通する」農林漁業資金融通法を制定し、農林漁業資金特別会計資金より農協等の行う小水力発電事業に対して融資することにした²⁴⁾。そして、1951年度から開拓地の電気導入に対する補助事業が開始された。これらの小水力発電導入は、農家の電化よりは、食糧増産のための農業生産の動力化に軸足が置かれていた。

(2) 農山漁村電気導入促進法の制定と地域の対応

1952(昭和27)年12月29日には、農山漁村電気導入促進法が制定され、未点灯農村の電化と電力不足地域への整備が本格化した。この法律は、北海道紋別町(現紋別市)選出の衆議院議員・松田鉄蔵氏(1900～1974)外62名の提案による。松田氏この法律の提案理由について、未点灯の農山漁家が20万戸を越えている状況にあること、農林漁業資金融通法で100ヶ所ほどの小水力発電所が建設されたが、これは一部の希望を満たしたに過ぎないこと、今なお数百ヶ所の地点で建設を希望しながら建設資金が得られないため貧しい暗い生活を余儀なくされている状況があるなどと説明している。法案には、これまで早い者勝ちに融資対象に取り上げられている現状を改め、計画的に能率的に電化促進事業を進めるために都道府県が電気導入計画を策定する、農林漁業団体、開拓農業協同組合が小水力(または火力)発電所または配電施設を建設する場合に必要な資金を貸し付ける、電気施設の建設、維持、管理に農林大臣が指導していく、この事業に関する都道府県の経費を国が補助できる、農林漁業団体と電力会社間の電気の供給、託送、売買に関して、農林漁業者に負担のかからないように協議、裁定の途を設ける、土地改良事業として建設される水利ダムを活用しての水力発電事業に考慮することなどが盛り込まれた²⁵⁾。農山漁村電気導入促進法の事業主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、および水産業協同組合と規定され、1957年6月には、森林組合及び森林組合連合会が追加された²⁶⁾。

政府は、農山漁村電気導入促進法の制定と並行して、融資機関となる農林漁業金融公庫を1953年4月1日に発足させた。農林漁業金融公庫の設立によって、農林漁業に対する長期金融制度が整備され、農山漁村電気導入促進法に基づく小水力もしくは小火火力発電施設又は受電施設に貸し付ける資金は共同利用施設資金の一つに加えられ、前述の米国対日援助見返資金と農林漁業資金特別会計資金による小水力発電事業は、農林漁業金融公庫に引き継がれた²⁷⁾。こうした整備によって、30万戸あったとされる未点灯農家は、1967年度にほぼ解消したとされる²⁸⁾。

岩手県では、どのように未点灯農家、地区の解消が行われたのであろうか。岩手県における農山漁村電化の特色は、未点灯農家数が北海道に次いで多かったこともあり、県独自に電化推進のための組織を設置した点にある。1954(昭和29)年10月、任意団体・岩手県農山漁村電気導入促進協議会は農林大臣認可の社団法人・岩手県農山漁村電化促進協会へと引き継がれ、1957年6月には岩手県農山漁村電化協会と改称して、未点灯農家、地区の解消に邁進した。同協会の基

金を出資する特別会員には東北電力（出資額500万円）、62市町村（227万円）、4農業団体（10万円）がなり、普通会員に62市町村がなり²⁹⁾、電化事業の事務局的役割を果たしたものと思われる。

岩手県では、1951年度に煙山村（現矢巾町）の開拓集落1地区38戸に東北電力からの受電によって電気導入を図っている。これは1951年から開始された政府の開拓地電気導入補助事業によったものと思われる。1952年度も開拓集落4地区に留まったが、1953年度からは農山漁村電気導入促進法が制定されことから、開拓集落以外においても地域の農業協同組合を事業主体として電気導入が進められるようになった。資料によると、その最初は山根村（現久慈市）であった。

山根村は、1953年の岩手県の調査では全村未点灯の状態にあった。『岩手県農山漁村電気導入のあゆみ』は、山根村の電気導入過程を詳しく紹介している。同書は、未点灯集落のある農業協同組合は、一般に弱体であったことから農林漁業金融公庫から融資を受けるのが容易ではなかったこと、未点灯集落全体が1戸の脱落もなく点灯できるようにとりまとめる行政、農業協同組合、集落の代表者の苦労は大変なものであったこと、そして受益者負担の分担を決めるのにも苦心があったと綴っている。

山根村は、製炭で生計を立てていた北上高地の典型的な山村であった。ここに東北電力から電気を購入する受電方式によって電気が導入された。農山漁村電気導入促進法によって融資制度が整えられたものの、事業主体となった山根村農業協同組合は当時600万円の赤字を抱え、その解消は困難となっていた。岩手県久慈地方事務所長から「農業協同組合再建の転機は電気導入が何よりで長期低利資金を借入れすることだ」と指導を受け、村当局もその決心をして村民大会を開いて、電気導入の協議をしたとある。村民大会では、老人と若者との間で意見が対立し、3万5千円の個人（世帯）負担を伴うことに戸惑う村民もいたが、6割の村民の賛成を得て準備が進められたという。しかし、農林漁業金融公庫からは、年間600万円の予算の山根村が600万円の農業協同組合の債務保証とはどういうものかと一蹴されたため、全国農山漁村電気協議会長を務めていた岩手県選出の衆議院議員・野原勝正氏に仲介を依頼して融資を受けられるようになったという。実際の導入に際しては、1世帯当たりの負担が大きいことから、平等割3割、電灯数割4割、柱割3割として零細農家の負担を軽減し、東北電力に代用電柱として栗柱の提供を認めてもらって、集落毎に切り出しが行われた。実際には、1～2灯の定額電灯で1万5千円の負担で済み、木炭ブームも農家の負担を後ろ押しした。各集落には、農業協同組合の下部組織として電化組合を組織し、1953年度28戸、1954年度21戸、1955年度24戸、1956年度55戸と電気導入が進んだ。その後の償還は、国有林開放の臨時措置法によって払い下げを受けた山林の立木を処分して充当したことから、村民の実費負担はなくなったという³⁰⁾。

次に、岩手県で3番目に未点灯率の高かった山形村（現久慈市）における電気導入過程をみる。戦前の山形村は、いずれの電灯会社の供給区域に組み入れられておらず、全村未点灯だった可能性が高い。山形村では、前述したように1952年に岩手県の補助金利用制度によって農業協同組

合が小水力発電所を建設されたが、中心集落142戸に電気が導入されるに留まっていた。1954(昭和29)年6月20日に山形村農業協同組合第七回通常総会・電化促進大会が開催され、全村電化導入を決定し、1955年4月に荷軽部地区116戸に初めて電気が導入された。所要資金750万円の内、200万円を借金し(農林漁業金融公庫)、550万円は集落所有の赤松を売って資金にしたという。その後、1958年には他の7地区にも電気が導入されたが、『山形村誌』は、電気導入のための負担金を捻出するのが何よりも大変だったと記しており³¹⁾、部落有林を持っていた地区と持っていなかった地区では負担金に差があった点には留意する必要がある。山形村には、電気導入農協再建促進協議会が組織され、1968(昭和43)年8月に全村の電化が完了している。

農山漁村電気導入促進法制定後においても、岩手県では1953(昭和28)年度から1958年度までと1960年度に県単独の融資事業を展開し、未点灯地区の消滅をめざした。1959年度から政府の未点灯部落電気導入補助事業ならびにへき地農山漁村電気導入補助制度が開始され、1962年度からは辺地法制定に伴い設定された辺地起債制度、さらに1965年に制定された山村振興法の振興山村特開事業、そして1967年度限りで散在未点灯農山漁家電気導入補助事業が行われ、岩手県では未点灯農家や地区は解消へと向かった。その際、岩手県では未点灯の農山漁家が社会的文化的条件に恵まれた集落へ転居し、通耕を行うのがむしろ現実的であると判断し、1967年度から1969年度の3年間で転居して受電する農山漁家に奨励補助を県単で行い、また政府の散在未点灯農山漁家電気導入補助事業では2～4戸を対象としていたことから、なお1戸のものが散在し、岩手県では169戸が残存したことから、転居しない農家に対して県単により助成し、7戸についてはエンジン発電により電気を得る計画とした³²⁾。これらの農山漁村電化政策により、岩手県の農山漁家の未点灯率は1965(昭和40)年には0.2%となり、ほぼ解消した。

(3) 未点灯地区の電化と受益者負担

表2は、1951(昭和26)年から1967(昭和42)年までの間に行われた岩手県における電気導入の事業主体別のべ数をまとめたものである。764事業の内、農業協同組合が事業主体となった事業が531事業69.5%を占めた。戦後の開拓政策により岩手県に入植した人々の居住区への電気導入は開拓農業協同組合や開拓畜産農業協同組合が事業主体となつてのべ213事業を手がけ、そのほか森林組合が事業主体となつた例では盛岡市築川森林組合の1事業、漁業協同組合が事業主体となつた例では宮古市重茂漁業協同組合と釜石市箱崎漁業協同組合の2事業があった。1960年以降に急激に増加したのは、政府の補助事業が充実したことと関係がありそうであるが、詳細は不明である。また表3には、年度別の電化方法別地区数をまとめた。それによると、岩手県では地産地消的な小水力発電によって地域電化を図った地区は1ヶ所(山口村山形、盛岡岩手開拓農業協同組合)に留まり、現在でも中国地方に見られる連けい式小水力発電は見られない。また36地区で風力発電の導入が図られたが、987地区(95.5%)は、東北電力からの受電よるもので、それぞれの地区では受電のための受電設備の整備、電柱の建設と配線などの設備整備が行われた。

表2 電気導入の事業主体別のべ数

年度	開拓農協	農協	森林組合	漁協	その他(不明)	計
1951	1					1
1952	4					4
1953	9	2			9	20
1954	11	7				18
1955	14	26				40
1956	4	15				19
1957	11	10				21
1958		18				18
1959	4	18			1	23
1960	11	35	1			47
1961	14	60			1	75
1962	23	65			1	89
1963	35	75		1		111
1964	32	65			1	98
1965	24	56			3	83
1966	13	47		1	1	62
1967	3	32				35
計	213	531	1	2	17	764

(岩手県(1968)『岩手県農山漁村電気導入のあゆみ』所収資料より作成)

表3 年度別電源別電化地区数

年度	受電	小水力	風力	エンジン	計
1951	1				1
1952	4				4
1953	19	1			20
1954	18				18
1955	40				40
1956	39				39
1957	21				21
1958	18				18
1959	24				24
1960	48				48
1961	67		2		69
1962	81				81
1963	112		5		117
1964	142		7		149
1965	158		13		171
1966	139		9		148
1967	56			9	65
計	987	1	36	9	1,033

(岩手県(1968)『岩手県農山漁村電気導入のあゆみ』所収資料より作成)

これは、前述したように当時、この地方で当初使用された水力発電機の性能などに起因しているものと考えられ、電力会社からの受電方式の方が安定すると考えられたからだと思われる。

表4には、1951(昭和26)年度から1967年度までの岩手県における電化費用と負担割合等

表4 若手県における電化費用負担の年度別集計

年度	電気導入 地区数	受益戸数	事業費 (千円)			市町村費			電力会社 負担金	員外利用 者負担金	国費	県費	受益者負担 (千円)		受益者 負担割合	電力会社 負担割合
			総事業費	事業費	1戸当たり	市町村費	1戸当たり	農林漁業 資金					現金	1戸当たり		
1951	1	38		1,118		276		90		276	276		476	42.6	8.1	
1952	4	258		3,582		959		413		959	959		1,251	34.9	11.5	
1953	20	1,071		63,022	58.8	2,320		3,526	409	2,320	2,320		28,931	86.4	5.6	
1954	18	806		38,863	48.2	200		4,102		1,922	1,922		12,007	79.0	10.6	
1955	40	1,121		66,117	59.0	3,854		2,207		3,327	3,327		14,889	80.8	3.3	
1956	39	955		66,333	69.5	1,150		1,512		3,146	3,146		14,362	86.5	2.3	
1957	21	800		49,324	61.7	100		704	2,140	3,432	3,432		9,722	80.1	1.4	
1958	18	299		24,244	81.1	2,756		24	2,030	3,101	3,101		3,614	54.6	0.1	
1959	24	342		26,983	78.9	1,830		3	780	7,466	7,466		4,780	35.0	0.0	
1960	48	779		67,522	86.7	2,596		438	238	20,680	20,680		11,927	33.9	0.6	
1961	69	1,271		124,553	98.0	15,013		241	1,199	35,195	35,195		16,290	30.3	0.2	
1962	81	1,523		158,597	104.1	12,525		170	829	49,186	49,191		16,726	29.4	0.1	
1963	117	1,153		131,022	113.6	16,463		1,292	1,386	39,053	39,075		6,790	25.8	1.0	
1964	149	995		156,938	157.7	43,479		1,528	1,163	38,238	38,254		7,910	21.8	1.0	
1965	171	586		117,777	201.0	26,895		1,628	812	30,690	31,504		21,588	22.3	1.4	
1966	148	430		77,633	180.5	14,232		2,134	1,074	20,820	21,018		16,020	23.6	2.7	
1967	65	96		26,078	271.6	11,363		891		4,631	4,667		4,278	17.4	3.4	
計	1,033	12,523		1,199,706		152,456		20,903	12,060	264,442	265,539		236,742	46.1	3.1	
						割合							40.4			
						12.7		1.7	1.0	22.0	22.1					

(若手県 (1968) 『若手県農山漁村電気導入のあゆみ』所収資料より作成)

を年度別にまとめたものである。未点灯解消地区数は1,033、受益戸数は12,523戸に及んだ。これらのほとんどは東北電力からの受電より電気が導入され、その総事業費は11億9970万6千円に及んだ。表中の農林漁業資金は農林漁業金融公庫から融資額であり、現金は受益者となる住民の負担額である。農林漁業資金は農業協同組合が借入れ、組合員である住民が返済した。表4によると、一戸当たりの事業費は、年々上昇し、1953年度と1967年度とでは約5倍の開きが出ている。この時期は、高度経済成長期にあたり、物価の上昇、資材や人件費の高騰がみられたことから農山漁村電気導入促進法が制定された直後と農村電化の終盤における費用を比較することには慎重になる必要があるが、これは終盤になればなるほど地理的に不利な集落の電化が行われたため、経費が増加したとされている³³⁾。

これに対して、農林漁業資金と現金を加えた1戸当たりの受益者負担額は、前半では波があるものの、1959年度から1963年度までの間は当初の5万円余りが3万円前後までに下がり、受益者負担割合は1953年度86.4%、1956年度86.5%と高くなっていったが、1958年度以降になると受益者負担割合が減少し始め、1959年度では35%、1964年度では21.8%にまで低下している。これは、国費と県費の割合が高まったことによる。国費の割合をみると、1956年度4.7%、1957年度7%、1958年度では12.7%であったが、1959年度以降は1967年度を除けば平均28.1%を示しており、県費もほぼ同じ傾向となっている。受益者の負担割合は1957年度の80.1%が翌1958年度には54.6%にまで低下し、1961年度には30.3%とさらに低下して、1962年度以降は20%台となっていた。農山漁村電気導入促進法制定直後は、国家予算との関係もあったものと思われるが、全般的には徐々に受益者負担を減少されたことは認められる。

しかし、電気を供給する電力会社（東北電力）の負担割合は、受益者負担割合に比べると遙かに低くなっている。とりわけ1958年度以降は著しく低く、電力会社の持ち出しは皆無に等しくなっている。これは、未点灯集落への配電線延長工事費負担は、電気事業者の「電気供給規程」により定められていたことによる³⁴⁾。1959年度の電力会社の負担金制度によると、北海道、中部、関西、中国、九州の各電力会社では1戸当たり10,900円までは全額会社負担となっていたのに対し、東北電力は7戸以上の未点灯集落の場合21,000円まで全額会社負担となっていた。東北電力の場合、需要家負担は2つの段階に分かれ、21,000円以上39,800円までの場合、工事費から21,000円を差し引いた額に2.1168を掛けた額を第1段階とし、第2段階として39,800円を超える工事費は重要家が全額負担するように定められていた。その結果、岩手県の未点灯集落への電気導入に関する事業費の負担割合は、受益者40.4%、岩手県22.1%、政府22.0%、市町村12.7%、電力会社1.7%となっていた。

表4によれば、市町村の負担金は1961年以降増加し、1960年は3.8%だったが翌1961年には12.1%に増加し、1964年には27.7%に達していた。財政基盤の脆弱な自治体ほど未点灯集落が多かった傾向もあり、財政力の優劣によって市町村の未点灯解消進度に違いをもたらしていた³⁵⁾。

このようにして点灯した集落の人々は、電化生活の喜びを感じる一方で、電化前、電化後の借

入金返済に苦勞していた。久慈市の山間部では、電気を導入する際は、資材の負担や運搬作業等で1戸当たり1ヵ月以上の勞力奉仕を行い、一戸町のある開拓集落では、まだ木炭生産が盛んな時期にあって、公庫融資額を返済するために1戸当たり1町歩のカラムツの植林事業や乳牛、綿羊の多頭飼育を計画し、導入当時の集落別借金の返済不能者への対応などの問題に指導者は苦惱するなど、未点灯集落の人達の苦勞は計り知れないものがあった³⁶⁾。

IV おわりに―戦後電化と協同組合考―

以上、北海道に次いで未点灯農山漁家の多かった岩手県における電化過程を整理し、その特性を分析してきた。戦前の電気事業は、市場原理に基づいて発達し、投資効率の悪い農山村や漁村、そして離島は電灯会社の配電区域から外され、そうした地域の中には市町村営電気や県営電気、電気利用組合によって配電されたものの、多くの電力空白地域を抱えたまま戦時体制に突入し、終戦を迎えた。戦後復興の過程において、戦前からの電力空白地域への電気導入が重要政策となり、1952年には農山漁村電気導入促進法が制定されて、未点灯地域の電化が本格化し、戦後の開拓政策によって入植した開拓集落への電気導入も進められた。岩手県の農山漁家の未点灯率は1965（昭和40）年には0.2%となり、ほぼ解消し、1968年8月の山形村の全村電化で、完了したものと考えられる。岩手県は、農村電化が本格化する以前から農村電化の必要性を重視し、政策的に先取り点は注目された。1952年末に制定された農山漁村電気導入促進法は、農村電化を加速させ、法制定の功績は讃えられるべきであろう。しかし、受益者負担が徐々に減額されていったものの、製炭業を生業としていた当時の北上高地の農民にとって、配電線の延長工事に必要な資金を確保することは決して容易なことではなかったことと思われる。市町村においても、公有林などの財産を持っていた自治体と持っていない自治体とでは、対応の速度に差が生まれていた。国費や県費も投入されたが、未点灯地域において自己負担分が用意されない限り、資金融資もなされなかった。結果として、東北電力の配電網の末端は地域住民と地域が整備したことになる点は重要である³⁷⁾。

前述したように、農山漁村電気導入促進法下における電力会社の配電線延長工事への負担額は、著しく低く抑えられていた。これは、1941（昭和16）年の配電統制令によって9つの配電会社と日本発送電による電気供給体制が構築され、ポツダム政令によって、1951（昭和26）年5月1日に発送配電一貫経営の民間会社としてスタートしていた9電力の資本力が不十分であったことから、むしろ電力会社を保護する感覚が強かったようにも捉えられる。現実には、現在の9電力の運営を規定する電気事業法が制定されたのは1964（昭和39）年7月11日のことであり、戦前の電気事業法が廃止された1950年から1964年の間は、実質、公益事業令によって運営されていた。橘川武郎は、この空白期間が生まれたのは、経営形態をめぐる対立が深刻だったからと説明し、9電力は1950年代後半から1970年代初頭にかけての高度経済成長期に「低廉で安定的な電

気供給」を実現させ、民間電力会社が企業努力を重ね、活力を発揮して、「低廉で安定的な電気供給」という公益的課題を果たし、日本電力業の歴史全体の中でも特筆すべき「黄金時代」だったということができると述べている。橘川は、経営形態の対立とは、国策会社である電源開発が佐久間ダムをはじめとした大規模電源開発を行ったのに対し、関西電力が単独で黒部第四発電所を建設し、官営の優位さと民間でも大規模ダム建設が可能であることを示したことに象徴されると説明している³⁸⁾。

この橘川の見解には、若干の疑問が生じる。橘川の言う「黄金時代」の時期は、岩手県では、住民や自治体、あるいは農業協同組合が配電線延長工事のための費用を工面するのに多大な苦勞をしていた時期だったからである。電気事業は、いうまでもなく公益事業である。9電力の場合、地域独占が認められていたことから、公益は供給を独占している地域に還元されるものではないかと考えられる。公益事業令、電気事業法には供給義務が明記されていたが、岩手県の未点灯集落電化の過程からは、電力会社として積極的に配電しようとする姿勢は読み取れず、むしろ、所要資金の用意できた地域や集落の側の要望に応じて配電線を延長したようにみえる。橘川の言う企業努力とは、誰のための努力だったのかが問われなければならない。総括原価方式によって電気料金が決められている現実を見るときに、電力会社に経営合理化の姿勢があるのか疑問を持つからでもある。大都市地域では、所得倍増計画も相まって高度経済成長に湧いている時、東北の山村に限らず、全国の未点灯地区では住民の苦勞の上に電気が導入されていた事実は、日本の電気事業史において記録に留める必要があるだろう。

ところで、1952年末に制定された農山漁村電気導入促進法のモデルは、米国のニューディール政策の中で進められた農村電化政策にあった。米国政府は、農村電化を推進するため1935年5月に独立機関としてREA(Rural Electrification Administration農村電化促進事務局)を設置して、農村の振興に取り組んだ。その際、REAは資金貸付が主たる機能であり、未電化の農村に設立された農村電化協同組合に対して長期低利率の電化用資金を貸し付けた³⁹⁾。農村では、電力会社や国営発電所から電気の供給を受け、発電所を持ち、自給している農村は1割ほどに過ぎなかったが⁴⁰⁾、農村電化によって農業生産に留まらず、電化製品によって生活の近代化が図られた⁴¹⁾。発電所を持たない受電方式が大勢を占めていた岩手県のケースは、REA方式による農村電化と類似していた。

TVA(Tennessee Valley Authorityテネシー河流域開発公社)の理事長を務めたD.E.リリエンソールは、人間がある地方の資源を開発し建設をする場合に自然と一体となって働くという、深いまた広い共同の目的をもってやれば、必然的にそれが人間の精神に影響を与えるということは、極めて自然のことであるとし、実際に、それが一番重要な結果だと語り、電力がこうした姿を創り出したと述べている。すなわち、農民たちは、時には業者の反対を押し切って、かれら自身の電力共同組合を組織し、互いに働き、そのことにより農村の生活水準、教育水準に重大な影響を及ぼしたという。草の根における民主主義の理念が遵守されれば、電力は、肥料と同じように、人

間自身の生活に刺激剤を与え、個人的な目的よりもっと大きな目標に向かって努力する人ができる機会を提供する。この共同の努力、すなわち市民の参加という行為によって、個人の本質的な自由は強化され、彼の心を満たすものは増えるのである⁴²⁾と述べている。また、久保文明によると、米国農務省幹部だったウォーレスは、協同組合的方法が急速に前進したもっとも顕著な例の一つがREAによる農村電化の分野においてであり、電気設備購入のための協同組合組織なくしては、農村の電化が短期間にこれほど進むことはあり得なかったと述べ、富農・大農に対抗するための貧農・小農の協同組合は、アメリカ民主主義を永続的な基盤の上で再構築する際に、然るべき役割を演ずるだろうと語ったとされ、農務省内のすべての影響力あるスタッフは完全に、かつ、確固として、協同組合原理の健全性を信奉していたとされる⁴³⁾。

米国には、現在も900余りの農村電力協同組合が活動し、1850万人の顧客を持ち、その割合は全米の12%に及んでいる⁴⁴⁾。協同組合によっては、電力の発電、配電だけでなく、多様な住民サービスを行っているケースもある。多くの協同組合の起源は、REAが発足した直後の1930年代後半にある。人口の集中している地域を中心に巨大電力資本が活動している米国において、農山村地域では依然として協同組合方式によって電気が供給されているのはなぜなのか興味深い⁴⁵⁾。

農山漁村電気導入促進法推進の要とされた農業協同組合は、戦後民主化の一環として1948（昭和23）年に設立された。農山漁村電気導入促進法の制定は、農業協同組合の発足から4年余りしか経っていなかった。農業協同組合は、戦前の産業組合の延長線上にとらえられるが、農山漁村電気導入促進法において農業協同組合や漁業協同組合、森林組合を単なる融資窓口として位置づけたのか、それとも民主的な地域づくりの要としての役割を持たせようとしたのか判らない。米国では、1930年代に設立された農村電化協同組合が依然として農山村地域で電気供給に重要な役割を果たしているが、日本では、北海道網走支庁雄武町と宗谷支庁枝幸町が共同で1974（昭和49）年まで一部事務組合である雄武枝幸電気組合を設置、運営していたのが農山漁村電気導入促進法に起源を持つ最後の電力利用農業協同組合であった⁴⁶⁾。

今日、農業協同組合の改革が叫ばれ、多様な議論がなされているが、戦後の農山漁村の電化に農業協同組合が関わった歴史は、農業協同組合の在るべき姿を考える上で重要な示唆を与えていることを強調しておきたい⁴⁷⁾。なぜならば、岩手県の未点灯地域の電化は、農業協同組合なくして実現しなかったからである。

（にしの としあき・高崎経済大学地域政策学部教授）

〔付記〕

本稿をめめでたく定年を迎えられた千葉 貢先生に献呈させていただきます。1988年4月1日、千葉先生と筆者は同時に本学に着任し、その10日ほど前、学長室において故・山崎 旭学長と共に千葉先生と初めてお目に掛かった時のことを昨日のことにように想い出します。雨のよく降る日でした。筆者は、午前中、片倉工業富岡工場を見学し、ずぶ濡れ状態で大学に来たことも想い出します。長年にわたって公私共にお世話になってきたことに感謝申し上げます。

本稿には、日本学術振興会科学研究費基盤研究（C）「戦後の山村の電力空白地域における配電過程に関する地理学的研究」（平成25～27年度、研究代表者・西野寿章）と日本学術振興会科学研究費基盤研究（A）「中山間地域における林業合理化・森林管理・住民生活の為のマネジメント=モデルの構築」（平成26～30年度、研究代表者・大阪大学大学院文学研究科・

堀 研二教授)の一部を使用した。記して感謝申し上げたい。

[注]

- 1) 新電気事業講座編集委員会編纂(1977)『新電気事業講座(火)電気事業発達史』、電力新報社、p.75。
- 2) 僻地未点灯解消記念会(1967)『へき地未点灯解消のあゆみ』、p.27。
- 3) 9電力は、それぞれ30年史以降、10年毎に年史を刊行し、電灯が灯って100年を数えた1990年前後には、相次いで電力会社管内における電気事業の『百年史』が刊行された。筆者が通読した限りでは未点灯集落の電化過程については東北電力の『東北地方の電気物語』がやや詳しく述べている以外は、ほとんど触れられていない。また、いつ電灯普及率が100%に達したのかについては中国電力の『中国地方電気事業史』が記述しているだけである。また、電力事業史の代表的な著作である『現代日本産業発達史 III電力』や『電気事業発達史』、『電力百年史』においても、未点灯集落の電化過程や完全普及に関する記述はない。なお、横山繁樹によると、東京電力は1964年度に管内の未点灯戸は実質的に解消したとある(後掲18)、p.214)。
- 4) 西野寿章(2013)『山村における事業展開と共有林の機能』、原書房を参照されたい。
- 5) 例えば、1927(昭和2)年に電灯会社から多額の寄附金を要求されたことから集落住民によって設立された愛知県設楽町田峯集落の田峯電気利用組合は、戦後、段嶺電気利用農業協同組合と改称して1968(昭和43)年まで存続していた(西野寿章(2008)「戦前における電気利用組合の地域的展開(1)」、産業研究44-1、p.67)。
- 6) 中国山地において小水力発電が盛んに行われたのは、戦後、中国配電役員だった織田史郎が小水力開発の必要性を唱えて、小水力発電機の開発専門会社(イームル工業)を立ち上げる一方、政府の農山漁村電化促進政策に呼応して、山村の農業協同組合が事業主体となって小水力発電によって地域電化を進め、中国電力は余剰電力を積極的に購入したことによる(中国小水力発電協会(2012)『中国小水力発電協会60年史』などを参照)。織田氏は全国に小水力発電の普及を図ったが、中国電力以外の電力会社は余剰電力の買い取りに消極的であったことから広がらなかったとされる。皮肉にも、中国山地における地産地消的な小水力発電の形態は、東日本大震災後に注目が集まった。なお、中国地方の山村における小水力発電の地域的展開については、別稿にて詳述する予定である(その主旨については西野寿章(2014)「広島県の小水力発電関係文書」、広島県立文書館だより38、pp.2-3参照)。
- 7) 東北電力(1988)『東北の電気物語』。
- 8) 前掲2)。
- 9) 岩手県農山漁村電気導入事業達成記念会(1968)『岩手県農山漁村電気導入のあゆみ』、岩手県、254p。
- 10) 前掲9)、p.77。
- 11) 東北電力(1962)『東北地方電気事業史』、pp.113-115。
- 12) この地域区分は、1950年5月の国土総合開発法の公布に呼応して岩手県が策定した「岩手県総合開発計画調書」作成に当たって用いられた地域区分である(八木 廉(1993)『岩手の開発に挑む』、熊谷印刷出版部、p78)。
- 13) 宮城県営電気については、西野寿章(2017)「日本における公営電気事業の系譜と今日の再評価への視点―戦前の県営電気の成立と背景―」、経済論叢(京都大学)190-4、pp.69-87参照。
- 14) 前掲11)、p.127。
- 15) 葛巻町誌編纂委員会編(1992)『葛巻町誌 第三巻』、pp.917-918。
- 16) 岩手県の電気利用組合で最も古いのは、1923(大正12)年に九戸郡大野村帯島(現洋野町)において設立された帯島電気組合であった。
- 17) 横山繁樹(1991)「農村電化」、日本村落史講座編集委員会編『日本村落史講座8 生活Ⅲ近現代』、雄山閣、p.224。
- 18) 前掲7)、p.281。
- 19) 前掲17)、p.224。例えば、中国配電広島支店「農村電化概要」(1946年度)によると、農村電化推進委員会を結成し、模範電化村、指定電化村における農事電化の実践を行い、農業生産を高める試みが行われていた。また、兵庫県では、知事の発意により県単独助成事業として1947年度から1949年度までの3年間に12ヶ所の小水力発電所を建設している(兵庫県(1950)「農村小水力発電の実況」、30p)。
- 20) 小林正一郎(1948)「農事作業への小水力の利用」、電気日本398(小水力発電の特集)、pp.103-104。
- 21) 前掲9)、pp.75-76。
- 22) 筆者の資料調査で判明した限りではあるが、日本政府は1940年頃から米国の電気事業についての資料収集を行い、ニューディール政策の一環として進められた農村電化政策についても関心を寄せ、情報を収集していたようである。また農村研究者も米国の農村電化政策に関心を寄せ、その内容を紹介している。例えば、穴戸壽雄(1948)「合衆国における農村電化について」、農業総合研究2-2、pp.227-230。農山村漁村電気導入促進法は、米国の農村電化政策をモデルにしているといえてよい。ただ、占領軍が米国の農村電化政策を日本に紹介したかどうかについては、これまで調べた限りにおいては、その確証は得られていない。
- 23) 前掲2)、p.33。
- 24) 前掲2)、p.34。
- 25) 前掲2)、pp.45-46。
- 26) 農林省農政局(1965)「農山漁村電気導入事業の経過と現状」、p.13(岐阜県歴史資料館所蔵)。
- 27) 農林漁業金融公庫(2004)『農林漁業金融公庫五十年史』、p.30。なお、1960年になると農林省は、農業近代化資金発足

戦後の岩手県における山村地域の電化過程についての覚え書き

- に伴い、電気導入施設を含む農協等の共同利用施設についてはできるだけ系統資金を活用するよう都道府県知事に対し行政指導を行ったとされる（同書p.53）。
- 28) 前掲27)、p.394。
 - 29) 前掲9)、pp.79-80。
 - 30) 前掲9)、pp.81-83。
 - 31) 山形村誌編さん委員会編（2015）『山形村誌 第三巻 通史編』、久慈市、pp.642-644。
 - 32) 前掲9)、pp.87-88。
 - 33) 前掲9)、p.89。
 - 34) 前掲9)、p.36。
 - 35) 前掲9)、p.85。
 - 36) 前掲9)『岩手県農山漁村電気導入のあゆみ』には、電気導入に当たった関係者の点灯の喜びと苦悩が多数寄せられている。今では考えられない地域電化の苦悩が伝わってくる。
 - 37) この点については、高度経済成長期における都市域の拡大、郊外化の過程の中で、新規に開発された住宅団地等への配電網の建設と受益者負担の関係が未点灯地区の電化と同等であったかどうか検証する必要がある。
 - 38) 橘川武郎（2012）『電力改革』、講談社現代新書、pp.50-51。
 - 39) 前掲22)、p.227-228。
 - 40) 前掲22)、p.228。
 - 41) この点については、例えば、JOHN R. MOORE ed., 1967. *The Economic Impact of TVA*. The University of Tennessee Press. Marquis Childs. 1974. *The Farmer Takes A Hand—The Electric Power Revolution in Rural America*. Da Capo Press・New York. Walter G. Schmidt. 1987. *Rural Electric and Supply Cooperatives*. WL-PAN PRESS: Kansas City. などに詳しい。なお米国農務省では、例えば、Rural Electrification Administration U.S Department of Agriculture. 1966. *Rural Lines・USA—The Story of Cooperative Rural Electrification*. Miscellaneous Publication No.811.といった農村電化の成果をPRするパンフレットを何種類か発行しており、米国が農村電化政策を重要視していたことが伝わってくる。
 - 42) 和田小六・和田昭允訳（1979）『TVA—総合開発の歴史的実験—[原書第二版]』、岩波書店、PP.128-129。原著はDavid E.Lilienthal. 1953. *TVA: Democracy on the March*. Harper & Row, Publishers, New York.
 - 43) 久保文明（1988）『ニューディールとアメリカ民主政』、東京大学出版会、pp.202-203。
 - 44) 山崎由希子（2013）「米国カリフォルニア州北部における電力事業調査報告」、生活協同組合研究、p.36。
 - 45) この点については、別稿にて論じる予定である。なお、農山漁村電気導入促進法制定以降に電気導入の事業主体となった農業協同組合は、電力利用農業協同組合（例えば、北海道雄武枝幸町）や電化農業協同組合（例えば、広島県芸北町）、さらに電気利用農業協同組合（例えば、愛知県設楽町田峯）といった名称が付けられ、経営的には本来の農業協同組合とは独立していたと思われるが、岩手県の場合、多くのケースを農業協同組合が事業主体となっていたが、文献で見る限りにおいては、別の名称が付いていなかった。これは、発電設備の有無と関係しているように思われるが、名称の不統一の要因も含め、今後の研究課題である。
 - 46) 雄武枝幸電気組合は、晩年、経営難に陥り、融資を受けていた農林中金から再三に亘って経営の怠慢を指摘されていた。非難されるのは電気組合なのか、地域独占の9電力体制がありなかせらも1974年まで地域に委ねていた電気事業政策なのか、この点については別稿にて詳述する予定である。
 - 47) 1952年に制定された農山漁村電気導入促進法は、改正を重ねて今日も法律として存在している。また、2013年11月22日には、農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギー発電を促進する農林水産省所管の「農山漁村再生可能エネルギー法」が制定された。2014年6月30日にJAグループでは、この法律に基づいて「持続可能な地域農業の振興と地域循環型社会の確立を目指し、再生可能エネルギーの利用促進など、地域の資源を最大限活用する取り組みを地域から広げていくこと」を決議している。岐阜県飛騨地方を管轄としているJAひだは、飛騨市数河地区の全住民が立ち上げた会社と小水力発電所を共同運営し、売却益で地域再生をめざすとしている（2016.7.3 日本農業新聞）ほか、北海道のホクレン農業協同組合連合会は、道内の農家を対象にした電力小売事業を始める方針が伝えられている（2015.7.11 日本経済新聞電子版）。今後の動きに注目したい。